

# 特定事業用建築物の手引き



# 特定事業用建築物の手引き

## 目次

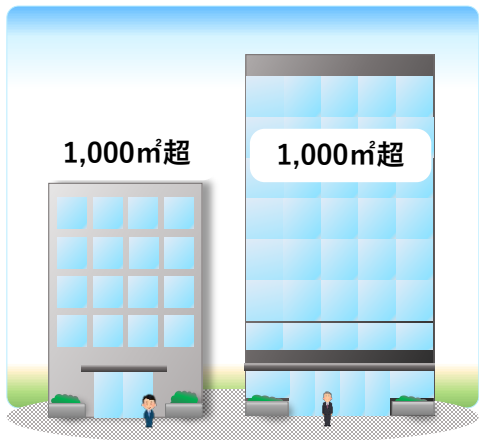
<b>I</b>	<b>特定事業用建築物と所有者等の義務について</b>	<b>P.2～5</b>
I-1	特定事業用建築物とは	P.3
I-2	特定事業用建築物の所有者等の義務	P.3
	○所有者等の義務と責務	
I-3	責任者を選任する際の基準	P.4
	○責任者の業務	
I-4	責任者の選任・解任届の提出	P.4
I-5	廃棄物の減量等に関する計画書とは	P.5
I-6	複数の計画書を1枚で報告するとき	P.5
<b>II</b>	<b>計画書の提出</b>	<b>P.6～12</b>
II-1	「福岡市ごみと資源のポータルサイト」を利用した計画書の提出	P.7～9
II-2	計画書の提出（電子申請以外の方法）	P.9
II-2-1	計画書の提出「表左面」の記入方法	P.10
II-2-2	計画書の提出「表右面」の記入方法	P.11
II-2-3	計画書の提出「裏面」の記入方法	P.12
II-3	廃棄物発生量等の把握	P.13
II-4	提出期限の順守	P.13
<b>III</b>	<b>建築物の立入検査</b>	<b>P.14～15</b>
III-1	立入検査	P.15
	○検査事項	
<b>IV</b>	<b>産業廃棄物</b>	<b>P.16～17</b>
IV-1	産業廃棄物	P.17

# I 特定事業用建築物と所有者等の義務について



# I-1 特定事業用建築物とは

福岡市では「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則」（以下「条例」という）において、**事業に利用する床面積が1000㎡を超える建築物を「特定事業用建築物」と規定し、該当する建築物に6桁の建築物番号をつけ登録を行っています（1棟の建築物に建築物番号は一つです）。**



事業用途の面積が1000㎡超の建築物は「特定事業用建築物」です。

6桁の建築物番号で登録されます。

## 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（抜粋）

（特定事業用建築物）

第4条 条例第13条に規定する特定事業用建築物は、事業の用途に供される部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超える建築物とする。

# I-2 特定事業用建築物の所有者等の義務

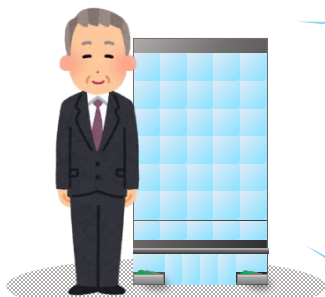
特定事業用建築物の**所有者等とは、建築物の所有者や、建築物の廃棄物を適正に管理・処理等を行うことができる権原を持つもの**のことです。所有者等は廃棄物に関する法及び、条例で規定する義務を順守しなくてはなりません。

また、所有者等は「廃棄物減量等推進責任者」（以下「責任者」という）を選任し※、所有者等の義務及び責務を遂行させなくてはなりません。

※ 所有者等が自ら責任者となることも可能です。

## 所有者等の義務と責務

### 所有者等



#### 【所有者等の例示】

- 建築物の所有者
- 賃貸借契約の建築物の借主
- 建築物の維持管理・運営等の全てを委任されたもの等

### ① 廃棄物減量等推進責任者の選任

（条例13条の第1項）

### ② 再生資源の利用促進による廃棄物減量

（条例7条の第1項）

### ③ 廃棄物の適正処理

（条例7条の第2項）

### ④ 廃棄物減量等に関する計画書の提出と減量計画の遂行

（条例13条の第2及び第3項）

### 【責任者の例示】

- 所有者等
- 所有者等の従業員
- 建築物の維持管理を委託された事業所の従業員等



### 責任者

# I-3 責任者を選任する際の基準



責任者を選任する際は、下記の「**責任者の業務**」を遂行可能な立場の**人を選任**してください。

## 責任者の業務

責任者は、特定事業用建築物の所有者等に課せられた**廃棄物に関する義務及び責務を遂行するため、次の①～⑥の業務を行わなくてはなりません。**

- ① 発生量の把握 ⇒ 建築物から生じる廃棄物・資源物の種類、量、処理方法等を把握し、その記録を管理する
- ② 減量目標の設定 ⇒ 廃棄物の減量・再資源化を積極的に推進するため、減量・再資源化目標量を設定する
- ③ 減量目標の管理 ⇒ 減量・再資源化が適正実施されているか定期的に点検し、必要に応じ見直す
- ④ 減量体制の確立 ⇒ 廃棄物の減量・再資源化が円滑に推進されるよう、組織や体制を整える
- ⑤ 啓発及び指導 ⇒ 建築物を利用する職員等に対し、廃棄物の減量・再資源化について助言、啓発を行うとともに、適正排出指導を実施する
- ⑥ 「**廃棄物の減量等に関する計画書**」の提出※ ⇒ 市に報告する

※ 計画書は原則、責任者が提出しますが、廃棄物の収集運搬等の契約を、本社で一括して行っているなど、**責任者による計画書作成が困難な場合は、責任者以外が計画書を提出することができます。**

# I-4 責任者の選任・解任届の提出

建築物番号： 様式第2号  
廃棄物減量等推進責任者選任（解任）届

（あて先）福岡市 年 月 日

建築物の所有者等

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕  
電話番号 \_\_\_\_\_

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第13条第1項の規定により、廃棄物減量等推進責任者を選任（解任）したので届け出ます。

建築物の所在地	
建築物の名称	
選任	住 所
	事業所名
	役 職
	氏 名
	電話番号 ( ) -
所有者との関係	
選任年月日	年 月 日
解任	住 所
	事業所名
	役 職
	氏 名
	電話番号 ( ) -
所有者との関係	
解任年月日	年 月 日
解任理由	

**責任者を選任、解任する際には「廃棄物減量等推進責任者選任（解任）届」（以下「届出」という。）を提出**してください。

**責任者の変更がない場合は届出を提出する必要はありません。**

### 【届出の注意点】

- ① 届出は原則、責任者が変更した時に提出してください。  
※ 年度の途中で責任者が変更となる際も提出が必要です。
- ② 複数の建築物を担当する責任者が変更する際には、届出の余白もしくは別紙を用意し、担当する全ての建築物番号を記入し提出してください。  
※ 複数の建築物の責任者とは、「I-6 複数の計画書を1枚で報告するとき」のように合算する建築物の責任者のことです。

### 選任（解任）届のダウンロード

福岡市 事業系 計画書 で検索してください。

# I-5 廃棄物の減量等に関する計画書とは

「廃棄物の減量等に関する計画書」（以下「計画書」という）は特定事業用建築物の廃棄物発生量及び減量目標、廃棄物の適正管理及び処理、建築物の利用状況等を把握するため、年1回、所有者等に提出を求めています。

計画書により把握した、建築物の廃棄物発生量や資源化量等により、立入検査及び廃棄物の減量指導を実施するとともに、廃棄物の統計資料及び廃棄物減量施策の参考資料としても活用しています。

計画書の記入方法や提出については「II 計画書の提出」で説明しています。

様式第3号 廃棄物の減量等に関する計画書

（あて先）福岡市長 建築物の所有者等 住所 年月日

建築物番号

複数の建築物の廃棄物量等を合算して記入する際は、上欄に全ての建築物名称または建築物番号を記入してください。

5. 建築物の主たる用途

建築物の主な用途区分を一つ選び、チェックを入れてください。

総合店	<input type="checkbox"/>	(5) 医療機関	<input type="checkbox"/>
飲食店	<input type="checkbox"/>	入院施設を有する医療機関	<input type="checkbox"/>
(1) 店舗	<input type="checkbox"/>	その他の医療機関	<input type="checkbox"/>
衣料品専門店	<input type="checkbox"/>	老人ホーム	<input type="checkbox"/>
食料品専門店	<input type="checkbox"/>	保育所	<input type="checkbox"/>
住・生活関連専門店	<input type="checkbox"/>	(6) 社会福祉施設	<input type="checkbox"/>
飲食店	<input type="checkbox"/>	保育所	<input type="checkbox"/>
(2) 宿泊施設	<input type="checkbox"/>	(7) 展示場・集会所、工場	<input type="checkbox"/>
① ビジネスホテル	<input type="checkbox"/>	(8) 駐車場、冷凍倉庫・機械室	<input type="checkbox"/>
② その他ホテル・旅館	<input type="checkbox"/>	(9) 鉄道・駅舎	<input type="checkbox"/>
(3) 事務所	<input type="checkbox"/>	(10) 倉庫	<input type="checkbox"/>
(4) 学校等	<input type="checkbox"/>	(11) その他	<input type="checkbox"/>
給食施設を有する学校	<input type="checkbox"/>		
その他の学校	<input type="checkbox"/>		

※2 学校には幼稚園、専門学校、塾等を含む  
上記区分に当てはまらない場合は「(11) その他」を選択してください。

※ 用途を複数選択しないでください

6. 建築物の使用形態（テナント等）

建築物を利用している業種ごとの使用面積を記入してください（同一の業種で建築物を利用している際は記入不要です）。

業種	入居数	面積	業種	入居数	面積
1 事務所	件	㎡	4 医療機関	件	㎡
2 小売店舗	件	㎡	5 劇場・ホール	件	㎡
3 飲食店	件	㎡	6 その他	件	㎡



**計画書の提出期限**は  
毎年 **6月30日** です。

## 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（抜粋）

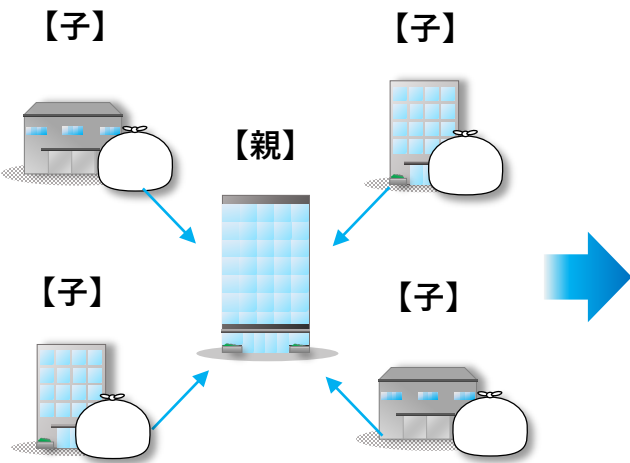
### （廃棄物の減量等に関する計画の提出）

第6条 条例第13条第2項の規定による廃棄物の減量等に関する計画は、廃棄物の減量等に関する計画書(様式第3号)により、毎年6月30日までに市長に提出しなければならない。

# I-6 複数の計画書を1枚で報告するとき

複数の建築物から排出される、ごみや資源物の発生量を建築物毎に分けて把握することが困難なときは、**複数の建築物の計画書を1枚で提出できる合算登録**※を行い、計画書を提出することができます。

合算登録した建築物は、下図のように親子関係として登録されます。親となる建築物の計画書を提出した場合、子の計画書も自動的に提出されたこととなりますが、登録には下記の条件を満たす必要があります。



### 【合算登録の条件】

- ① 合算しようとする複数の建築物が、同一の敷地内か、隣接する敷地にある。
- ② 合算しようとする建築物の廃棄物収集運搬契約が一口になっている。
- ③ 対象となる複数の建築物の責任者が同じ。

全ての条件に当てはまる場合は、**合算登録することができます**。  
合算登録は、環境局ごみ減量推進課（092-711-4039）へ連絡してください。（一度登録を行った建築物は、次年度から連絡する必要はありません。）

## II 計画書の提出



## II - 1 「福岡市ごみと資源のポータルサイト」を利用した計画書の提出

「福岡市 ごみと資源物のポータルサイト」（以下「ポータルサイト」という。）は、インターネットの入力フォームを利用し、計画書を提出することができるサービスです。

ポータルサイトは、以下のサイトにアクセスし、入力フォームに計画書の必要事項を入力し提出してください。

※ 申請完了後「提出済証」の発行、及び「登録情報」の確認ができます。

### 申請画面の検索方法

(1) **福岡市 ごみと資源 ポータルサイト** で検索してください。



① 「福岡市ごみと資源のポータルサイト」を選択

URL : <https://gomitosigen.city.fukuoka.lg.jp/>

(2) **福岡市 手続一覧** で検索してください。



① 「インターネットでできる手続一覧-福岡市ホームページ」を選択

② 「事業者向けの手続」>「環境・ごみ・リサイクル」>「廃棄物の減量等に関する計画書の提出」を選択

URL : <https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/joho/net-tetsuduki/tetuduki-itiran.html>

### 申請画面



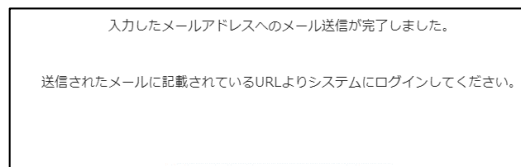
① 「事業者はこちらからログイン」をクリック



② ログインID・パスワード入力（毎年5月末までに郵送します。）し「ログイン」をクリック



③ メールアドレスを入力し「送信」をクリック



④ 受信した「アカウント情報更新のお知らせ」に添付されているURLを開いてください。



## 申請画面

⑤ ログインID・パスワードの変更ができます。変更される方は、新しいID・パスを入力、変更されない方は、届いたID・パスを入力し「送信」をクリック

⑥ 「TOP画面へ」をクリック



⑦ 再度「事業者はこちらからログイン」をクリック

⑧ 変更された方は、新しいID・パスを入力 変更されていない方は、届いたID・パスを入力し「ログイン」をクリック



⑨ ログイン後「廃棄物減量計画書の提出」をクリック

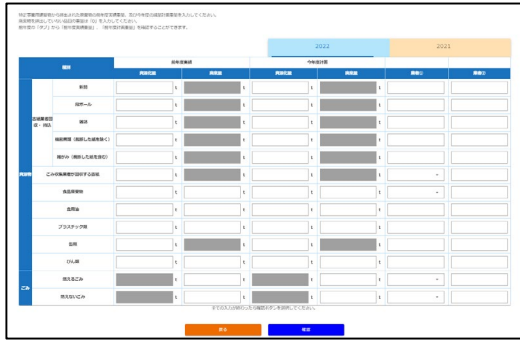
⑩ 「計画書提出」をクリックして、入力画面に移行する。

⑪ 所有者情報、責任者情報を入力してください。情報が表示されている場合は、変更か所を入力してください。空欄の場合は、必要項目を入力してください。

⑫ 建築物名称、在館人員、主たる用途等を入力してください。業種の使用面積については、業種が異なる事業者が入居している建築物が対象です。単一の業種で利用されている建築物は入力不要です。※在館人員及び主たる用途については、「II-2 計画書の提出」をご確認ください。

## II-1 「福岡市 ごみと資源のポータルサイト」を利用した計画書の提出

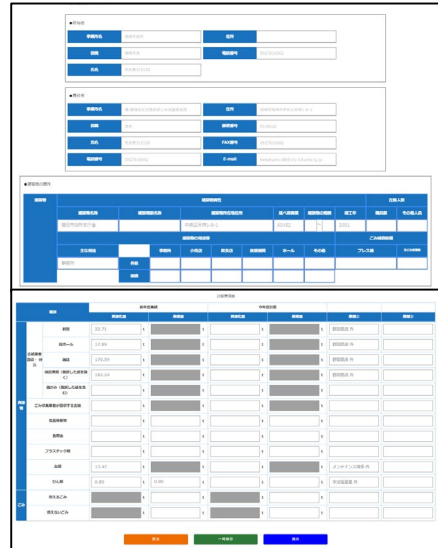
### 申請画面



⑬前年度実績、今年度計画を種別ごとに資源化量・廃棄量・業者名を入力してください。



⑭必要に応じて「提出済証発行」を選択してください。



⑭入力確認後「一時保存」又は「提出」をクリック

## II-2 計画書の提出（電子申請以外の方法）

電子申請以外の方法で計画書を提出する際は、条例で定められた様式（様式第3号）を使用し「記入方法」の通り計画書を作成し、下記の方法で提出してください。

紙の様式は、毎年5月中旬に郵送しますが、Excel様式を希望される方は以下のアドレスからダウンロードしてください。

### 【計画書の提出方法】

- ① 郵送（窓口持込み）      ② FAX      ③ 電子メール

【提出先】 〒810-8620  
福岡市中央区 1-8-1 福岡市役所 13階      環境局 ごみ減量推進課  
TEL：092-711-4039      FAX：092-711-4823      MAIL：keikakusho.EB@city.fukuoka.lg.jp

### 様式（Excel）ダウンロード

福岡市 事業系 計画書 で検索してください。

URL： <https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/jigyokeigomi/hp/010.html>



## II-2-1 計画書の提出「表左面」の記入方法

様式第3号

### 廃棄物の減量等に関する計画書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

建築物の所有者等 住所 福岡市中央区1-8-1

① 事業所名 ○○不動産株式会社

氏名 福岡 太郎

電話番号 092-777-7777

(法人にあっては名称、代表者の役職及び氏名、主たる事務所の所在地)

福岡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第13条第2項の規定により、廃棄物の減量等に関する計画書を作成したので提出します。

1 建築物名称・所在地

建築物名称	○○不動産ビル	所在地	中央 区	天神1-8-1
-------	---------	-----	------	---------

2 廃棄物減量等推進責任者

住所	天神1-8-1	事業所名	○○不動産株式会社
役職名	管理課長	ふりがな	天神 次郎
		氏名	天神 次郎
		電話番号	092-777-7777
		FAX番号	092-777-7778

3 建築物情報

地上	8 階	地下	2 階	延べ床面積※1	7,531.00	㎡	竣工年(西暦)	1990	年
在館人員	職員	450	人	その他人員	20	人	<small>(職員以外が利用する施設の席数、収容人数を記入)</small>		

※1 延べ床面積は事業用途部分のみを記入してください。

4 ごみ減量のための設備

建築物に、廃棄物減量・減容のための設備を設置している際は、以下の項目より設置している設備を選び、チェックを入れてください。

(1) 一般廃棄物のプレス機(ごみ減容機)		(2) 生ごみ処理機	
① 燃えるごみプレス機	<input type="checkbox"/>	・乾燥型	<input type="checkbox"/>
② その他プレス機	<input type="checkbox"/>	・堆肥型	<input checked="" type="checkbox"/>
		・消滅型	<input type="checkbox"/>
		・その他	<input type="checkbox"/>

### ① 建築物の所有者等

所有者等の情報を記入してください。

建築物を区分所有されている場合は、所有者間で協議し、代表者を記入してください。

### ② 建築物名称・所在地

建築物の名称、建築物の所在地(住所)を記入してください。

所在地は「丁目・番・号」は使用せず「-」を使用し、半角数字で記入してください。

### ③ 廃棄物減量等推進責任者

責任者の情報を記入してください。

責任者を変更される場合は、「廃棄物減量等責任者選任(解任)届(様式第2号)」を提出してください。

### ④ 建築物情報

延べ床面積、在館人員等の情報を記入してください。

その他人員とは、職員以外の利用者がサービスを受けるために滞在することで、ごみの発生に繋がっている人の数になります。一時的な訪問者(ごみの発生に繋がらない。)は対象となりません。

#### 【例1】

業種	報告数
学校	学生数、生徒数、児童数
病院	病床数
飲食店	客席数(満席時の席数)
ホール・劇場	収容人数(最大収容人数)
コンビニ	イトインの客席数
スポーツクラブ	トレーニング機器等の設置数
貸会議室※	収容人数(最大収容人数)

職員が使用する会議室は「サービスを受ける設備」では無いため報告は不要です。

#### 【例2】大規模商業施設の場合

	職員	+	その他人員
病院	20人		病床数 0床
飲食店	100人		客席数 500席
ホール・劇場	40人		最大収容人数 800席
小売店	90人		0席
施設管理等	50人		0席
計	300人		1,300人

3 建築物情報									
地上	8 階	地下	2 階	延べ床面積※1	7,531.00	㎡	竣工年	1990	年
在館人員	職員	300	人	その他人員	1,300	人	<small>(職員以外が利用する)</small>		

※1 延べ床面積は事業用途部分のみを記入してください。

### ⑤ ごみ減量のための設備

プレス機(ごみ減容機)、生ごみ処理機を設置されている場合は該当するものを選択してください。

建築物番号 333330

⑥ 335550 337770

複数の建築物の廃棄物量等を合算して記入する際は、上欄に全ての建築物名称または建築物番号を記入してください。

5 建築物の主たる用途

⑦ 建築物の主な用途区分を一つ選び、チェックを入れてください。

(1) 店舗 総合店 <input type="checkbox"/> 衣料品専門店 <input type="checkbox"/> 食料品専門店 <input type="checkbox"/> 住・生活関連専門店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/>	(5) 医療機関 入院施設を有する医療機関 <input type="checkbox"/> その他の医療機関 <input type="checkbox"/>	(6) 社会福祉施設 老人ホーム <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/>
(2) 宿泊施設 ①ビジネスホテル <input type="checkbox"/> ②その他ホテル・旅館 <input type="checkbox"/>	(7) 展示場・集会所、工場 <input type="checkbox"/> (8) 駐車場、冷凍倉庫・機械室 <input type="checkbox"/>	
(3) 事務所 <input checked="" type="checkbox"/>	(9) 鉄道・駅舎 <input type="checkbox"/>	
(4) 学校※2 給食施設を有する学校 <input type="checkbox"/> その他の学校 <input type="checkbox"/>	(10) 倉庫 <input type="checkbox"/> (11) その他 <input type="checkbox"/>	

※2 学校には幼稚園、専門学校、塾等を含む

上記区分に当てはまらない際には「(11) その他」を選択してください。

※ 用途を複数選択しないでください

6 業種の使用面積（テナント等）

⑧ 建築物を利用している業種ごとの使用面積を記入してください（単一の業種で建築物を利用している際は記入不要です）。

	業種	入居数	面積		業種	入居数	面積
1	事務所	5 件	7,278.0 m <sup>2</sup>	4	医療機関	件	m <sup>2</sup>
2	小売店舗	件	m <sup>2</sup>	5	劇場・ホール	件	m <sup>2</sup>
3	飲食店	1 件	253.0 m <sup>2</sup>	6	その他	件	m <sup>2</sup>

**⑥複数の建築物の廃棄物量等を合算主となる建築物に、合算する建築物6桁の番号を記入してください。**

**合算登録ができる条件**

- (ア) 合算しようとする建築物が、同一敷地内か隣接する敷地にある。
- (イ) 対象の建築物の責任者が同じ。
- (ウ) 建築物の廃棄物収集運搬契約が、一口になっている。
- (エ) その他合算が、適当であると判断したもの。

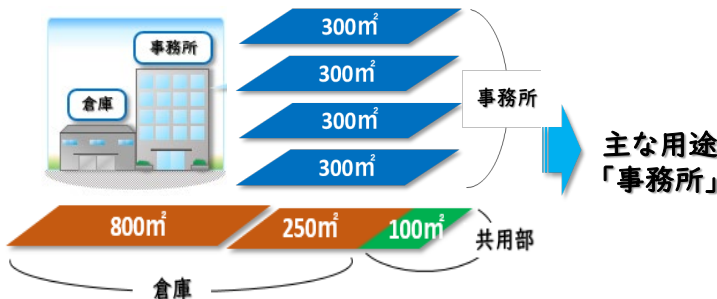
**条件を満たした場合は、合算登録できます。**合算登録は、環境局ごみ減量推進課（092-711-4039）へ連絡してください。（一度登録を行った建築物は、次年度から連絡する必要はありません。）

**⑦ 建築物の主たる用途**

建築物の主な用途区分を一つ選んでください。

複数の用途に該当する場合、使用する床面積が最も広い用途区分を報告してください。

【例】



この建築物の面積は、事務所1,200m<sup>2</sup>、倉庫1,050m<sup>2</sup>、共用部100m<sup>2</sup>であるため、この建築物の主な用途は最も使用面積が広い「事務所」となります。

**⑧ 業種の使用面積（テナント等）**

業種が異なる事業者が入居している建築物は記入が必要です。

該当する業種に入居数と床面積を記入してください。単一の業種で利用されている建築物は記入不要です。



種類		前年度実績				当年度計画				発生量 年度比 (F/C)	収集運搬業者名(前年度) (自ら運搬する際は「自己搬入」と記入)	
		( 年月～ 年月)		( 年月～ 年月)		発生量		処理区分			資源物運搬業者	ごみ収集業者
		発生量 C (A+B)	処理区分 資源化量 A	廃棄量 B	発生量 F (D+E)	処理区分 資源化量 D	廃棄量 E					
資源物	新聞	0.70 t	0.70 t		0.50 t	0.50 t		71.43%	〇〇資源			
	段ボール	83.60 t	83.60 t		80.00 t	80.00 t		95.69%	〇〇資源			
	雑誌	10.00 t	10.00 t		10.00 t	10.00 t		100.00%	〇〇資源			
	機密書類(裁断した紙を除く)	18.70 t	18.70 t		18.00 t	18.00 t		96.26%	〇〇情報			
	雑がみ(裁断した紙を含む)※1	29.50 t	29.50 t		29.00 t	29.00 t		98.31%	〇〇資源			
	ごみ収集業者が回収する古紙※2	1.80 t	1.80 t		1.70 t	1.70 t		94.44%	福岡〇〇			
	食品廃棄物	2.70 t	1.00 t	1.70 t	2.50 t	1.50 t	1.00 t	92.59%	環境〇〇	福岡〇〇		
	食用油	0.80 t	0.80 t		0.80 t	0.80 t		100.00%	〇〇油脂			
	プラスチック類※3	0.00 t			0.00 t							
	缶類	1.50 t	1.50 t		1.30 t	1.30 t		86.67%	福岡〇〇			
びん類	0.40 t	0.00 t	0.40 t	0.30 t	0.30 t		75.00%		福岡〇〇			
ごみ	燃えるごみ	12.70 t		12.70 t	11.00 t		11.00 t	86.61%		福岡〇〇		
	燃えないごみ	0.70 t		0.70 t	0.50 t		0.50 t	71.43%		福岡〇〇		
計		163.10 t	146.60 t	16.50 t	155.60 t	141.60 t	14.00 t	95.40%				

8 ごみ減量のための取り組み	
現在取り組んでいる減量等の方法にチェックを入れてください	
<input type="checkbox"/> フードバンクの活用などによる食品ロスの削減 <input checked="" type="checkbox"/> 紙使用量の削減(裏面印刷や2in1印刷、ICTの活用等) <input checked="" type="checkbox"/> ワンウェイ容器の利用抑制(マイボトル・カップ利用など) <input checked="" type="checkbox"/> 掲示物や社内研修による啓発 <input type="checkbox"/> 環境マネジメントシステムの取得(ISO14001等)	<input checked="" type="checkbox"/> その他減量の取組みがあれば記入してください。 各フロアに古紙分別ボックスを設置し、入居テナントへ分別の徹底を呼びかけている。

※ 実績量記入時の注意 ※

※1 新聞・段ボール・雑誌を除く紙類と、シュレッダーで裁断した機密書類は「雑がみ」です。

※2 「ごみ収集業者が回収する古紙」とは、ごみの収集運搬許可業者が、リサイクルするために回収する古紙です。

※3 ペットボトル、ストレッチフィルム、PPバンドなどのプラスチック製の物は全て「プラスチック類」です。

### 古紙業者回収・持込

古紙業者による回収または古紙業者へ持込されている場合はご記入ください。

古紙業者へ引き渡されている場合は、すべて資源化されているため、廃棄量への記入は不要です。

### ごみ収集業者が回収する古紙

ごみ収集業者(一般廃棄物収集運搬許可業者)と「古紙」の回収契約を結ばれている場合はご記入ください。

許可業者の「古紙」は種類ごとではなく、古紙すべてを合計して、記入してください。

### 食品廃棄物

食品関連事業所から発生する食品廃棄物(食品残さ)の発生する場合はご記入ください。

飲食店の食べ残し、小売店の売れ残りや期限切れ等により廃棄する食品、工場などで食品加工の際に発生する「動植物性残さ」が該当します。工場等の製造業からの発生(産業廃棄物)も該当します。

### 食用油

食用油を資源回収または産業廃棄物として処理されている場合はご記入ください。

### プラスチック類

まとまった量のプラスチック類が発生する場合はご記入ください。

ペットボトル、ストレッチフィルム、PPバンド等を産業廃棄物として資源回収または処理されている場合が該当します。

### 缶類・びん類

ごみ収集業者(一般廃棄物収集運搬許可業者)または資源回収業者が回収している場合はご記入ください。

※自動販売機納入業者(ベンダー)回収量は計上しないでください。

### 燃えるごみ・燃えないごみ

ごみ収集業者(一般廃棄物収集運搬許可業者)または清掃工場へ自己搬入されている発生量をご記入ください。

燃えるごみ: 弁当がら、茶がら等の燃えるごみ量を計上してください。

燃えないごみ: 缶類、びん類以外の燃えないごみ量を計上してください。

## II-3 廃棄物発生量等の把握

責任者の業務の一つである廃棄物発生量等は下記①～⑦の方法で把握し、計画書を作成してください。

- ① 廃棄物の計量 ⇒ 廃棄物の排出時、電子計量器やバネ秤等の計量器を利用し計量する。
- ② 袋数のカウント ⇒ 全てのごみを①のように計量することが困難な場合は、一定期間ごみ袋の重量を計量することで平均重量を算出し、排出される袋数に平均重量を乗じ重量を把握する。
- ③ ごみ処理料金からの算出 ⇒ 事業系一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）との契約料金から算出する。収集料金等が不明な際は、許可業者へ聞き取る。
- ④ 自己搬入の搬入伝票 ⇒ 清掃工場等の搬入伝票をもとに算出する。
- ⑤ 資源物回収業者の計量書 ⇒ 資源物が回収される際、計量書が発行されることがあるため（契約内容により異なります）。計量書が発行されている場合は計量書から回収量を算出する。
- ⑥ 資源物回収業者へ聞き取り ⇒ ⑤の計量書がない場合は、資源物回収業者に年間の回収量を聞き取る。
- ⑦ 購入した物品からの逆算 ⇒ 各種物品の購入量から、年間の使用量を概算で算出し資源物の発生量を把握する。

### 【ごみの重さの目安】

ごみの種類	重さを量る条件	重量
新聞	1紙朝夕刊 一年分（折り込み広告を含む）	120kg
ダンボール	みかん箱 1枚	750g
	A4コピー用紙の箱 1枚	250g
雑誌	週刊誌 1冊	400g
その他の紙類 （コピー用紙等）	A4コピー用紙 500枚	2kg
	50 $\frac{1}{2}$ 袋 1袋あたり	2.5～6kg
食品廃棄物（生ごみ等）	50 $\frac{1}{2}$ 袋 1袋あたり	10kg
缶類	350mlアルミ缶 1個	20g
	250mlスチール缶 1個	43g
	50 $\frac{1}{2}$ 袋 1袋あたり	3～6kg
びん類	50 $\frac{1}{2}$ 袋 1袋あたり	15kg
その他	500mlペットボトル 1本	50g
	2 $\frac{1}{2}$ ペットボトル 1本	70g
	50 $\frac{1}{2}$ 袋 1袋あたり	4kg

## II-4 提出期限の順守

計画書は毎年6月末が提出期限です。計画書の提出や廃棄物の適正処理、資源化を行っていない場合は「勧告」、「公表」することがあります。

### 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

#### （特定事業用建築物の所有者等の義務）

第13条の第2項 特定事業用建築物の所有者等は、規則で定めるところにより、廃棄物の減量等に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。

3 特定事業用建築物の所有者等は、当該建築物から排出される事業系廃棄物を、前項の計画に従って減量しなければならない。

#### （勧告）

第14条 市長は、特定事業用建築物の所有者等が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該特定事業用建築物の所有者等に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

#### （公表）

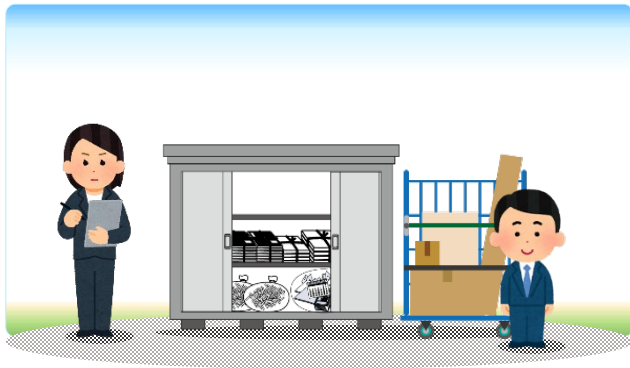
第15条 市長は、前条に規定する勧告を受けた特定事業用建築物の所有者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

#### （受入拒否）

第16条 市長は、特定事業用建築物の所有者等が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第14条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

### Ⅲ 建築物の立入検査





立入検査とは、**廃棄物の減量及び適正処理、分別排出が行われているかを検査**するため、市職員が特定事業用建築物に立入を行うことです。

**既存施設は数年おきに検査**を行い、**新しく竣工した建築物では、竣工時に廃棄物保管場所の設置確認検査**を実施します。

立入検査では、責任者の立会のもと下記の「検査事項」の確認を行います。

## 検査事項

各検査では、記録のため現場写真を撮影させていただきます。

- ① **事業系一般廃棄物保管場所** ⇒ 特定事業用建築物は、条例により、定められた面積の事業系一般廃棄物の保管場所※を設置することが義務付けられています。検査では、一般廃棄物保管場所が規定された構造か、面積を確保できているか計測し、また、保管場所を適正に管理できているか確認します。
- ② **資源物保管場所** ⇒ ①と同じ
- ③ **ゴミ袋内の分別排出状況** ⇒ ①、②の保管場所に排出されている廃棄物の分別排出状況と、ゴミ袋の内容物を確認します。
- ④ **オフィスの廃棄物分別状況** ⇒ 保管場所に排出される前の、廃棄物一時保管場所（オフィス内のごみ箱、資源置場等）を確認します（④の確認は強制ではありません）。
- ⑤ **廃棄物の収集導線** ⇒ ①、②の保管場所に排出された廃棄物、資源物を収集業者が回収するための導線を確認します。

※ 特定事業用建築物（1000㎡以上の建築物）を建築しようとする者は、建築確認申請時、条例により「事業系一般廃棄物の保管場所設置届出書」の提出が義務付けられており、建築物の用途毎に定められた面積、構造をもつ事業系一般廃棄物及び資源物保管場所を設置しなければなりません。

## 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

### （事業用建築物を建築しようとする者の義務）

第12条の2 事業用建築物(次項に規定する事業用建築物を除く。)の建築(事業の用途に供される部分に係る増築、改築及び移転で、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知(以下「建築確認申請等」という。)を要するものを含む。次項において同じ。)をしようとする者は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 事業用建築物で規則で定める規模を超えるものの建築をしようとする者は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の保管場所及び資源物保管場所を設置しなければならない。

3 前項の規定により事業系一般廃棄物の保管場所及び資源物保管場所を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

### （立入検査）

第40条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び適正処理等に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。



## IV 産業廃棄物



事業所の廃棄物

産業廃棄物

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物

事業活動により生じる廃棄物のうち**産業廃棄物**を除いたものが**事業系一般廃棄物**となります。

【産業廃棄物に関する相談】

産業廃棄物指導課

TEL : 092-711-4303 FAX : 092-733-5907

産業廃棄物の種類と具体例

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	石炭から、焼却炉の残灰、その他の焼却残さ
	② 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、ビルピット汚泥等
	③ 廃油	鉱物性油、動植物性油等
	④ 廃酸	廃硫酸、廃塩酸等、すべての酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	廃ソーダ液等、すべてのアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	鉄鋼、研磨くず、切削くず等、金属性家具類（机、ロッカー等）
	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるアスファルト、コンクリートくず
	⑩ 鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす等
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、その他これに類する不要物
	⑫ ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DXN対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設において集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず
	⑭ 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生じる木材片、おがくず、パーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
	⑮ 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、衣類その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	⑯ 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生じるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥の固形状の不要物
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
⑳	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	



○お問い合わせ先

福岡市 環境局 ごみ減量推進課

〒810-8620

福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所13階

TEL 092-711-4039 FAX 092-711-4823

電子メール [gomigenryo.EB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:gomigenryo.EB@city.fukuoka.lg.jp)

発行：令和3年5月  
改訂：令和5年4月

